

マイナ救急で救急搬送がスムーズに！ あなたの命を守る **マイナ保険証**



消防本部では、10月1日よりマイナ救急の実証事業を実施しています。マイナ救急とは、救急現場において救急隊員が傷病者のマイナ保険証(※)を活用し、搬送先医療機関の選定などに役立つ情報を把握することにより、救急業務の円滑化を目指す取り組みです。



詳しくはこちら

※健康保険証として利用登録したマイナンバーカード

マイナンバーカードを見せるだけで、病歴・処方歴・受診歴情報が伝わります！マイナ保険証を持ちましょう。

【メリット】

- 傷病者の負担軽減
- 意識のない傷病者に付き添う家族などの負担軽減
- 救急隊が正確に傷病者の医療情報などを確認できる
- 円滑な搬送先医療機関の選定や処置が可能
- 搬送先医療機関への適切な受入れ準備が可能

【問合せ先】 消防本部警備課 ☎072-422-9202

マイナ保険証を
使ってみませんか

マイナンバーカードを
保険証として利用すると、
次のようなメリットがあ
ります。

- 過去の診療・薬剤情報
などに基づいたより良い
医療が受けられる
- 高額な医療費が発生し
た場合でも、書類での事
前申請や高額な立替払い
が不要になる
- 救急現場で、救急搬送
中の適切な応急措置や病
院の選定に活用される

マイナンバーカードに
はプライバシー性の高い
情報は入っていないため、
マイナンバー(12桁の番
号)を知られただけでは
悪用の心配はありません。
便利で安全なマイナ保
険証への切替えを、ぜひ
ご検討ください。

問合せ先 マイナンバ
ー総合フリーダイヤル ☎0
120・95・0178、
保険年金課 ☎072・4
33・7271/727
3

**被保険者証廃止後に
医療機関で提示する
もの**

いずれも、医療機関の
窓口で提示することで、
引き続き、一定の窓口負
担で医療を受けることが
できます。

- ① マイナ保険証・健康保
険証として利用登録をし
たマイナンバーカードを
お持ちの方
- ② 資格確認書・マイナン
バーカードを健康保険証
として利用登録していな
い方、マイナンバーカー
ドを持っていない方、障
害などを理由にマイナ保
険証での受診が困難な方

**マイナンバーカードの
有効期限にご注意**

マイナンバーカードや電
子証明書の有効期限が過ぎ
ると住民票などのコンビニ
交付やマイナ保険証として
の利用ができなくなります。
有効期限の3カ月前から手
続き可能です。

有効期限の2〜3カ月前
に更新通知が届きますので、
手続きをお願いします。

問合せ先 市民課 ☎07
2・433・7094

※マイナンバーカードを紛
失・更新中の方には、申請
により資格確認書が交付さ
れます。

申請・問合せ先 保険年金
課 ☎072・433・72
71/7273

**マイナンバーカードの
手続き・申請**

◆出張申請サポート
写真撮影(無料)と申請書
作成のサポートをします。
国の定める本人確認書類
を持参いただくと、自宅へ
カードを郵送できます。

※マイナンバーカードの申
請のみの手続きとなりま
す。電子証明書の更新手続
きは行っておりません。

日時・場所 10月19日(日)
午前10時〜午後1時・浜手
地区公民館

持物 通知カード(お持ち
の方)、本人確認書類

◆休日開庁
日時 11月2日(日)午前9
時〜正午(予約優先制)

場所 保健・福祉合同庁舎
1階

問合せ先 市民課 ☎07
2・433・7094、
ID27978(出張申請サ
ポート)、ID27811(休
日開庁)